

## 帯広市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、帯広市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 支援の対象となる子ども・若者の支援に係る関係機関等の連携及び協力に関すること。
- (3) 支援の対象となる子ども・若者の支援に係る研究、研修、広報及び啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議の3つの会議で構成する。

- 2 前項の3つの会議で構成される協議会に会長及び副会長を1名ずつ置き、代表者会議の委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、2年とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (委員)

第4条 委員は、別表に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）の代表者及び実務者等のうちから選任された、困難を有する子ども・若者の支援に高い識見を有するものに市長が依頼する。

### (会議)

第5条 会長は、協議会を効率的に運営するため、必要に応じて会長以外の委員に会議を主催させ、議題に関連する構成機関のみをもって会議を開催することができる。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会構成機関以外の関係者に会議への出席を求め、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることとする。

(子ども・若者支援調整機関)

第6条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課を指定する。

2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括及び連絡調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、関係機関から選任された代表者等で構成する。

2 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。

3 代表者会議は、会長が招集する。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、関係機関から選任された実務者等により構成する。

2 実務者会議は、修学・就労分野及び非行対策分野に区分し、会議は原則として各分野とも年1回以上開催する。

3 実務者会議の各分野の会議の構成機関は、議題に応じて関係機関から調整機関が決定する。

4 会長は、調整機関に実務者会議の会議を主催させることができる。

5 実務者会議は、調整機関の長が招集する。

(個別ケース検討会議)

第9条 個別ケース検討会議は、関係機関から選任された実務者等により構成する。

2 個別ケース検討会議の会議は、関係機関が直接関わりを有するケース又は今後関わりを有する可能性のあるケースについて、支援方針の協議、情報交換又は研修等を行うため隨時開催する。

3 個別ケース検討会議の構成機関は、個別ケースの検討のために必要であると認めた関係機関から調整機関が決定する。

4 会長は、調整機関に個別ケース検討会議の会議を主催させることができる。

5 個別ケース検討会議は、調整機関の長が招集する。

(秘密保持義務)

第10条 協議会に携わる者は、法第24条の規定により、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
(帯広市青少年センター設置要綱の一部改正)
- 2 帯広市青少年センター設置要綱の一部を次のように改正する。  
第4条から第8条までを削り、第9条を第4条とし、第10条から第12条までを5条ずつ繰り上げる。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

別表（第4条、第7条－第9条関係）

区分	関係機関及び団体等
教育	北海道教育庁十勝教育局教育支援課
	帯広市校長会
	帯広市生徒指導連絡協議会
	十勝管内高等学校教育研究会生徒指導部会
	帯広市P T A連合会
福祉・保健・医療	十勝性を考える会
	北海道帯広児童相談所
	十勝総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課
	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課
	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
雇用	帯広公共職業安定所（ハローワーク帯広）
	北海道経済部労働政策局雇用労政課
	十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
	北海道就業支援センター（ジョブカフェ・ジョブサロン帯広）
	おびひろ若者サポートステーション
	帯広地域雇用創出促進協議会
矯正・更生保護	釧路家庭裁判所帯広支部
	釧路保護観察所帯広駐在官事務所
	帯広警察署
民間支援団体	帯広商工会議所
	一般社団法人 帯広青年会議所
	帯広市青少年育成者連絡協議会
	北海道中小企業家同友会とかち支部
	帯広地方職業能力開発協会
	北海道立帯広高等技術専門学院
	十勝障がい者就業・生活支援センターだいち
	帯広市防犯協会
帯広市	帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課
	帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課
	帯広市経済部商業労働室商業労働課
帯広市教育委員会	帯広市教育委員会学校教育部教育総務室学校地域連携課
	帯広市教育委員会学校教育部学校指導室学校教育指導課